

こども家庭センターについて

1 こども家庭センターについて

(1) こども家庭センターの設置の背景・目的

国は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法等を改正しました。改正法では、市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。

一体的な組織として相談支援を実施することにより、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチ^(※1)とハイリスクアプローチ^(※2)を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

※1 集団全体を対象に、予防の取り組みを行うことで、集団全体のリスクを低下させる手法

※2 リスクが高い人を対象に、そのリスクを軽減するように働きかける手法

(2) こども家庭センターの役割と業務

こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うとともに、こどもの権利等についての普及啓発を地域に向けて行うことが求められています。

その役割を果たすため、①全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務、②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務、③地域における体制づくり等の業務が必要とされています。

2 本市の現状について

(1) 本市の組織体制

本市では、「こども家庭センター」を令和6年4月1日に設置しましたが、既に、子育て世代包括支援センター^(※3)と子ども家庭総合支援拠点^(※4)を子ども未来部に設置し、連携して相談支援を行っていたため、両者を合わせて「こども家庭センター」と位置付けました。

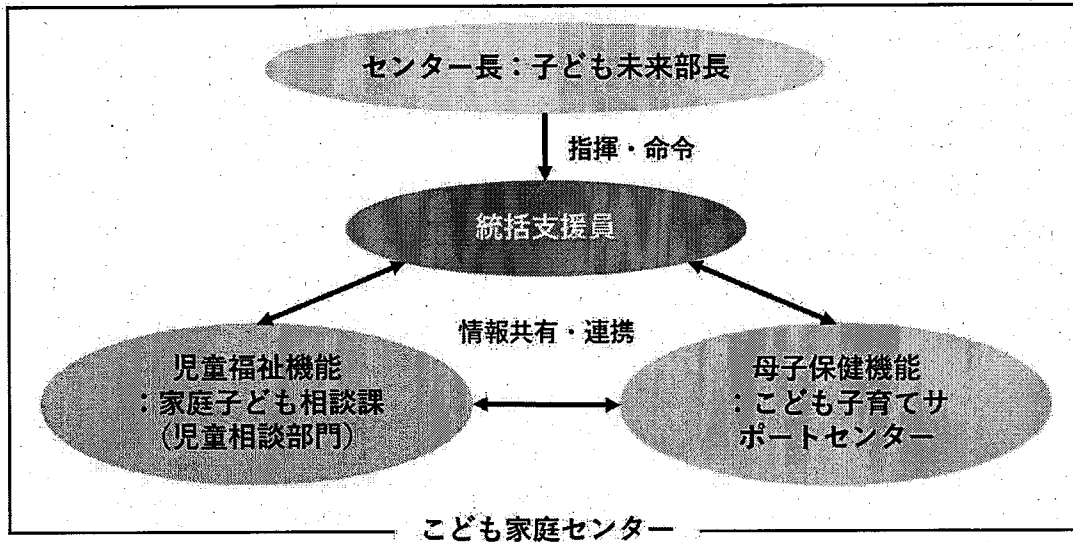
また、両分野の一体的な運営を行うため、子ども未来部長をセンター長とし、統括支援員^(※5)を新たに配置し、体制強化を図ることとしました。

※3 こども子育てサポートセンター所管

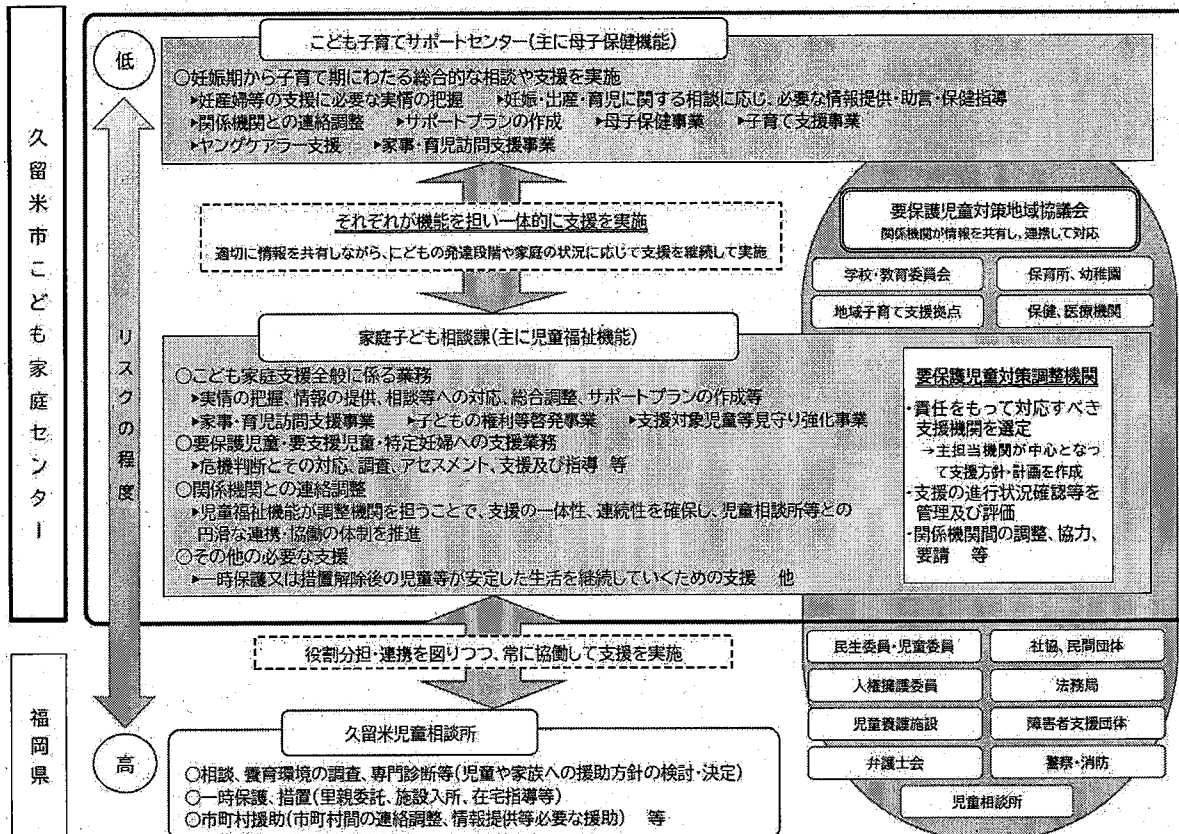
※4 家庭子ども相談課所管

※5 母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者

【図表1】 こども家庭センターの組織イメージ



【図表2】 久留米市におけるこども家庭センター体制（イメージ図）



(2) 母子保健機能

母子保健機能では、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談等に対応しています。また、健康診査や保健指導等の母子保健活動全般を通じて、母子の健康の保持増進を図るとともに、虐待発生のリスク要因の把握にも努めています。

① 母子保健機能における相談件数【図表 3】

保健師や助産師、保育士、管理栄養士、社会福祉士、教育職などの専門知識を持ったスタッフを配置し、多様で複雑な不安や悩み、相談に対応しています。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
母子保健に関すること	903	992	804	620
子育てに関すること	611	536	527	530
保護者自身のこと	186	173	188	157
その他	28	16	2	1
合計（件）	1,728	1,717	1,521	1,308

② 妊娠届出【図表 4】

妊娠届出時に妊婦の状況を把握するための面談を行い、情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげます。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
妊娠届出数(件)	2,380	2,208	2,151	2,018

③ 支援が必要な妊産婦

保健師等による面談やアンケート等をもとにリスク要因を抽出し、フォローの必要があると判断された妊産婦に対し、支援を行っています。

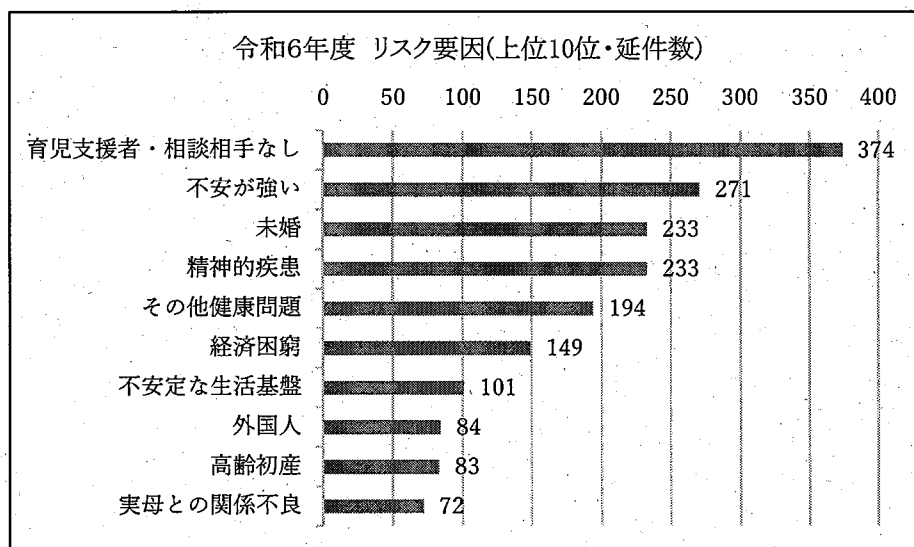
<支援人数>【図表 5】

年度	R 3	R 4 (※1)	R 5	R 6
支援人数(人)	1,303	1,686	1,331	1,337
うち新規(人)	868	1,211	805	891

(※1) コロナ陽性妊産婦への支援ケース約 300 人を含む。

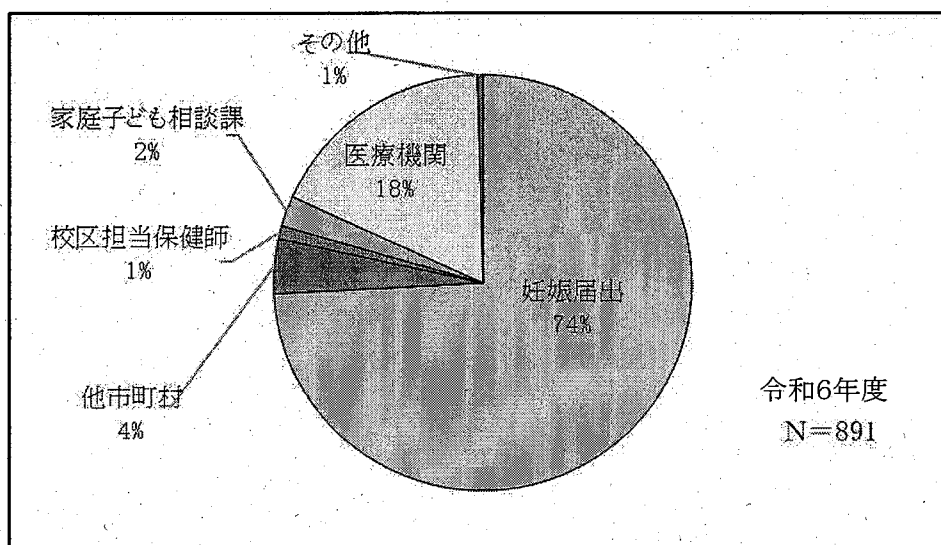
<リスク要因>【図表 6】

支援が必要な妊産婦のリスク要因としては、「育児支援者・相談相手なし」が最も多く、次いで「不安が強い」となっています。



<把握ルート>【図表7】

支援が必要な妊産婦の把握ルートとしては、妊娠届出が約7割、医療機関からの情報提供が約2割となっています。



④ 乳児家庭全戸訪問事業 実施状況【図表8】

保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育状況を把握し、適切な保健指導や助言を行うことで保護者の不安の解消を図り、安心して育児に臨むことができるよう支援しています。

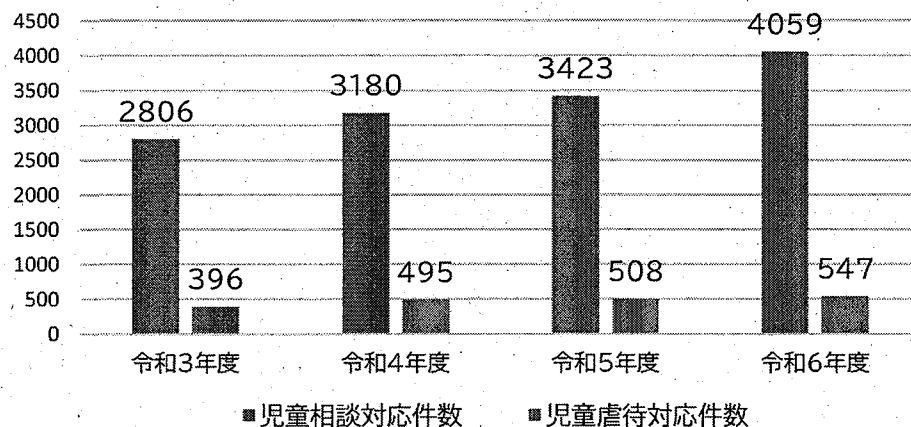
年度	R 3	R 4	R 5	R 6
対象者数 (人)	2,354	2,289	2,198	2,035
訪問件数 (件)	2,257	2,240	2,172	2,005
訪問率 (%)	95.9	97.9	98.8	98.5

(3) 児童福祉機能

児童福祉機能では、こどもの安心・安全を保障するため、児童虐待の防止や早期発見の取組をはじめとして、こども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等）を行っています。

① 児童相談対応件数・児童虐待対応件数【図表 9】

令和6年度の児童相談対応件数は、前年度に比べ636件増(1.19倍)の4,059件、児童虐待対応件数は39件増(1.08倍)の547件となっています。



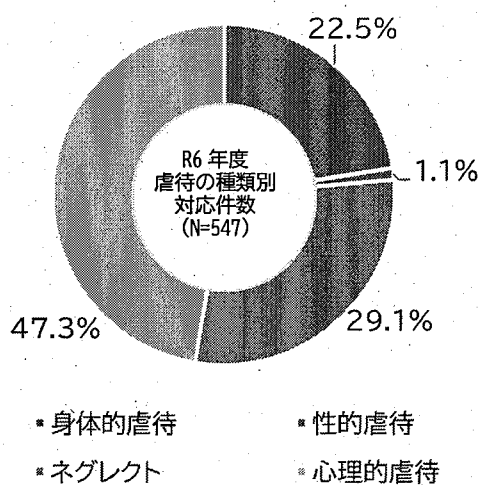
② 虐待の種類別対応件数【図表 10】

心理的虐待が259件(47.3%)と最も多く、次いでネグレクトが159件(29.1%)、身体的虐待が123件(22.5%)、性的虐待が6件(1.1%)となっています。

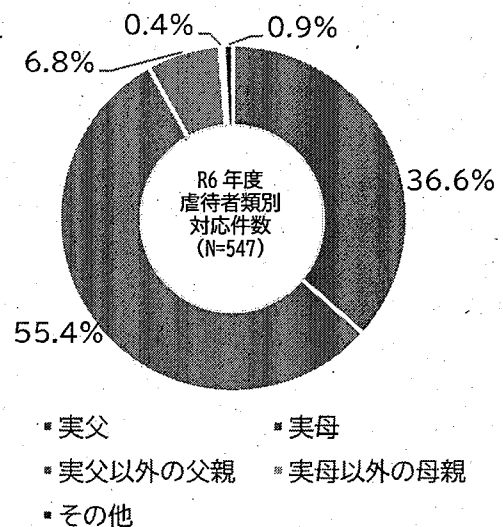
③ 虐待者別対応件数【図表 11】

実母が303件(55.4%)と最も多く、次いで実父が200件(36.6%)となっています。

【図表 10】

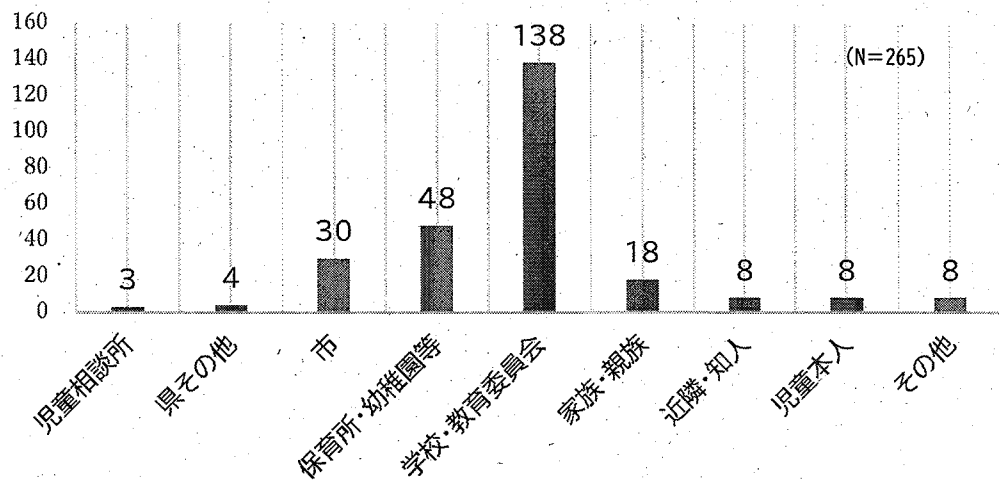


【図表 11】



④ 虐待相談新規受付件数【図表 12】

令和 6 年度の新規受付件数は 265 件であり、経路別でみると学校や保育所等、こどもの所属機関からが多くなっています。



3 主な取組について

(1) 母子保健機能における主な取組

母子保健機能では、妊娠期から乳幼児・学齢期（18 歳まで）における切れ目のない子育て支援を行うため、ワンストップ窓口として、妊娠・出産や子育てなどの多様な不安や悩みに対応し、総合的に支援を行っています。

① 母子保健事業

母子保健事業は、母性の尊重及び乳幼児の健康の保持増進という母子保健法の理念に基づき、すべての母と子について、妊娠・出産・育児において適切な保健指導と支援を行います。

・主な取組

取組	取組の内容
予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）	保健師等の専門職が、予期しない妊娠などの相談に対して、専用電話やメールでの相談支援を行うことにより、相談者の孤立を防ぐとともに、孤立出産や生後 0 日死亡等の母子の生命と健康の危機を回避する。
妊婦健康診査事業	安全・安心な妊娠・出産のため妊婦健診を行い、県等と連携しながら、必要時、妊婦健診内容の拡充を図る。
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て伴走型相談支援事業）	全ての妊産婦等へ様々な機会を捉え伴走型相談支援を行っていく。また、妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを目指す。

マタニティ交流会	妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。
産後ケア事業	産後ケアの情報が適切に産婦に届くよう周知を行うとともに、医療機関、助産所等の関係機関と連携しながら、利用促進を図る。
産婦健康診査事業	母親の心身の健康状態やこどもの発育状況を確認する産婦健康診査の受診費用を助成し、産後うつ等の早期発見、早期支援に努める。
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施及び受診率を維持し、疾病等の早期発見、保護者等の早期支援を行い、必要時、適切な指導や関係機関へつなぎ、乳幼児の健全な育成を図る。
離乳食教室	口腔機能や食習慣を習得するため離乳食教室を実施し、離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦や多胎児育児の保護者に対して、保健師と多胎児育児経験者が共に訪問等の支援を行い、身体的、精神的負担軽減を図るとともに、地域の中で仲間同士の支え合いを推進し、孤立を防ぐ。
外国人の相談支援	外国人の妊婦や保護者に対し、必要時外国語版の母子健康手帳の配布や、やさしい日本語での案内、多言語映像通訳機の利用等にて相談支援を行っていく。

② 子育て支援事業

こどもを養育している方や当事者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長し、こどもを持つことを希望する方が安心して生み育てることができる社会の実現に寄与するための施策に取り組んでいます。

・主な取組

取組	取組の内容
こどもが相談できる窓口等	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。
エンゼル支援訪問事業	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、育児困難家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。
家事・育児訪問支援事業	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。

ファミリー・サポート・センター事業	地域の多様な子育てニーズに対応するため、乳幼児や小学生の預かり、保育施設等への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。
すくすく子育て21事業	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。

(2) 児童福祉機能における主な取組

児童福祉機能では、こども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等）を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として支援対象児童等[※]への支援を行っています。

※要保護児童：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童や保護者のない児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において特に支援が必要とされる妊婦

① 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく事を目的として設置しているものです。本市では平成18年2月に設置し、家庭子ども相談課がこの事務局を担っています。令和7年4月現在、警察署、児童相談所、医師会、NPO法人など計30団体で構成しています。

・ 要保護児童対策地域協議会の支援対象者【図表13】

協議会では、要保護児童、要支援児童、特定妊婦を支援対象児童等として登録しており、要保護児童数は年々増加しています。

年度	要保護児童	要支援児童	特定妊婦	総数
R4	495	1,003	50	1,548
R5	508	925	44	1,477
R6	547	920	42	1,509

・ 主な取組

取組	取組の内容
代表者会議（年1回）	各機関・団体の代表者により、協議会の活動計画・予算等の審議、児童相談状況の報告、情報交換等を行う。
実務者会議（年12回）	虐待ケース及び特定妊婦ケースの定期的な進行管理を行う。（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会）

庁内ネットワーク会議	庁内各部署の職員が、児童虐待の視点を充分に持って業務にあたり、緊密な連携を図ることができる体制を構築するために開催。
個別ケース検討会議 (随時)	個別ケースに直接かかわる関係機関が、ケースの情報共有や具体的な支援内容、役割分担等を検討する。
オレンジリボンキャンペーン	児童福祉週間やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に、商業施設や各種イベントの機会を活用して啓発物品やチラシを配布する。また、公共施設等にオレンジツリー等を設置するとともに、関係者がオレンジリボンを着用し、児童虐待防止をPRする。
子ども理解を深めるための連続講座	児童虐待の防止を目指し、県・市・民間団体が協働で3連続講座を開催する。
こどもの権利等に関する地域向け研修会	地域の関係者や保護者に対し、こどもの権利や児童虐待予防に関する研修会を地域団体と協働で実施する。

② 児童虐待対策事業

多様化・複雑化する虐待問題に対応するため、相談員の資質向上や各種事業の推進により、対策の強化を図っています。

・主な取組

取組	取組の内容
子どもの権利等啓発事業 (CAPプログラム)	こどもがいじめ・虐待・体罰・性暴力など、さまざまな暴力から自分の心とからだを守る予防教育プログラム。プログラムを通して、自らの権利や相談方法、相談先などを学ぶ。
子どもの権利等啓発事業 (子育て応援動画の配信等)	子育てをする保護者等を対象に、子育てに不安や悩みを感じた際に気軽に子どもとの関わり方等を知ることができるよう動画を配信。 また、こどもが相談することを後押しする動画(もしもの時におすボタン)を市ホームページや児童生徒が使用する1人1台端末に掲載。
支援対象児童等見守り強化事業	民間支援団体が子育て家庭の居宅を訪問する等し、食事の提供、学習・生活支援等を通して、家庭や児童の見守りを行う。
家事・育児訪問支援事業	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。
子育て支援訪問事業	育児用品の配布を通じて、養育環境の把握を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、継続した支援につなげ、児童虐待の未然防止を図る。
子育てサポーター養成講座	「みんなで子育て・のびのび子育て・らくらく子育て」を実現し、虐待のない笑顔あふれるまちにするための支援者向けの連続講座を開催する。

4 こども家庭センター設置による効果

(1) 統括支援員による母子保健機能・児童福祉機能間の調整

特定妊婦をはじめとする、困難を抱えた妊産婦や子育て世帯の支援について、統括支援員が両機能を調整し、より一体的で切れ目のない支援を行うことができるようになりました。

また、母子保健事業等の機会を活用した、対象者の状況やニーズの把握等の情報共有がスムーズにできる体制を構築しました。

(2) 合同会議の開催

支援が必要な妊産婦や養育上の問題を抱えた世帯、要保護児童対策地域協議会において支援を行っている児童等、両機能が連携・共有すべきケースについて、支援方針の検討・決定を行う合同会議を、月1回定期的に開催しています。定期的に情報共有することにより、必要時にタイムリーな支援につなげることができています。

【協議内容】

- ① 特定妊婦の情報共有及び役割分担、支援方針等の提案、協議
- ② 特定妊婦出産後の役割分担、支援方針等の提案、協議
- ③ 支援が必要な妊産婦・乳幼児ケースの情報共有、方針の検討
- ④ 要支援ケースの進行管理状況の報告及び終結の検討 など

●令和6年度 協議件数：273件

(3) サポートプランの作成

サポートプランとは、職員と子育て世帯等が、課題やニーズを共有し、一緒に考えて作成する支援方針のことです。定期的な見直しを行うことにより、家庭状況の変化等に合わせた、計画的な支援が可能となります。

作成にあたっては、対象者との協働・共有による作成を意識することで、目標の共有や関係性の構築に努めています。また、対象者自身が、自らの課題と必要な支援内容を理解することで、円滑な支援につながった事例も見受けられます。

●作成対象者

母子保健機能：妊産婦や乳幼児、及び乳幼児の保護者等、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者

児童福祉機能：要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦、その他の者で、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者

●令和6年度サポートプランの作成件数

	作成件数
母子保健機能	465件
児童福祉機能	518件

子育て短期支援事業の拡充について

1. 目的

当市では、保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童等を、児童福祉施設等で一定期間養育・保護することによって、子育てに係る保護者の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待を未然に防止すること等を目的として、ショートステイ事業を実施している。

この事業の新たな受入先に「里親」を追加することにより、各家庭の養育環境や支援ニーズに応じた受け入れができるようになる等、利用環境の向上を図るもの。

2. 事業内容

(1) 対象者

保護者の疾病、出産、出張などの理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童や親子

(2) 利用料

所得に応じて決定

(3) 実施施設等

(現在)

実施施設	所在地
久留米天使園	久留米市
清心慈愛園	大刀洗町
清心乳児園	大刀洗町
福岡乳児院	福岡市
洗心寮	基山町

⇒

(今後)

実施施設等	所在地
久留米天使園	久留米市
清心慈愛園	大刀洗町
清心乳児園	大刀洗町
福岡乳児院	福岡市
洗心寮	基山町
追加 里親	久留米市

3. 期待できる効果

- ・里親という受け皿が増えることで、利用を断らずに対応できるようになる。
- ・里親家庭において、登校・登園の継続など、子どもが日常生活に近い状態で支援を受けることができる。それにより、利用に際しての保護者や子どもの不安感軽減、児童の情緒の安定、親子関係の安定を図ることができる。
- ・本事業で、里親が短期間の養育を経験することにより、長期間の児童の養育を具体的にイメージすることができ、代替養育を必要とする児童の受け入れにつながることや里親の担い手が増加すること等が期待できる。
- ・地域に里親が増えることにより、地域で子育て家庭を支える意識が醸成され、子育て家庭の孤立防止、ひいては虐待予防・未然防止につながることを期待できる。

4. 事業開始日(予定)

令和7年7月下旬

《参考: ショートステイ利用実績》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用世帯数	74	101	102	106
延べ利用日数	268	315	327	346

久留米市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が別に定める「久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧」に掲げる関係機関に所属する者を構成員とする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に定める者以外を構成員とすることができる。

(会長、副会長及び監事の職務)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議等によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対

象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。

(プロジェクト会議)

第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認める時は、プロジェクト会議を設置することができる。

2. プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であつた者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	福岡法務局久留米支局
	久留米警察署
	うきは警察署
	福岡県久留米児童相談所
	久留米市
	久留米広域消防本部
	久留米市教育委員会
法人	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人浮羽医師会
	一般社団法人大川三潞医師会
	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園
	一般社団法人久留米市保育協会
	特定非営利活動法人にじいろCAP
	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるん
	特定非営利活動法人ル・バトー
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所
	特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会
その他	久留米市私立幼稚園協会
	久留米市民生委員児童委員協議会
	久留米人権擁護委員協議会
	さぼちやい
	福岡県弁護士会筑後部会
	筑後ブロック産婦人科医会
	久留米産婦人科医会
	久留米精神科医会
	久留米小児科医会
	大川三潞内科小児科医会
	久留米市障害者基幹相談支援センター

久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧

次表に掲げる機関に所属する者は、久留米市要保護児童対策地域協議会の構成員とする。
 なお、(1)から(4)は主要な診療科目ごとに医療機関等を分類したものである。

(順不同)

(1)産婦人科関係

番号	名称	所在地	登録日
1	河田産婦人科	福岡県久留米市梅満町955-1	R6.4.1
2	のぞえ周産期メンタルヘルスケア研究所	福岡県久留米市上津町2543-1	R6.4.1
3	産婦人科宮原クリニック	福岡県久留米市国分町1159	R6.4.1
4	渡辺レディースクリニック	福岡県久留米市国分町224-15	R6.4.1
5	いづみレディースクリニック	福岡県久留米市新合川二丁目8-23	R6.4.1
6	翁産婦人科医院	福岡県久留米市諏訪野町1827-1	R6.4.1
7	産科・婦人科みやまクリニック	福岡県久留米市大善寺町夜明397-1	R6.4.1
8	とみおかレディースクリニック	福岡県久留米市中央町8-39	R6.4.1
9	福井レディースクリニック	福岡県久留米市津福本町1620-1	R6.4.1
10	空の森クリニックくるめ	福岡県久留米市天神町1-6	R6.4.1
11	いでウィメンズクリニック	福岡県久留米市天神町4-1	R6.4.1
12	深川レディースクリニック	福岡県久留米市田主丸町田主丸1-28	R6.4.1
13	東原産婦人科医院	福岡県大牟田市倉永1672-3	R6.4.1
14	河野レディースクリニック	福岡県大牟田市正山町148	R6.4.1
15	村尾産婦人科クリニック	福岡県大牟田市古町1-2	R6.4.1
16	平井外科・産婦人科	福岡県大牟田市明治町3-8-7	R6.4.1
17	みたむらクリニック	福岡県柳川市大字上宮永町98-10	R6.4.1
18	いくしま医院	福岡県柳川市大字田脇754-3	R6.4.1
19	立花レディースクリニック	福岡県柳川市三橋町藤吉530-11	R6.4.1
20	藤本産婦人科小児科	福岡県八女市本町527	R6.4.1
21	池田レディースクリニック	福岡県八女市本村56-3	R6.4.1
22	小林レディースクリニック	福岡県筑後市大字水田993-1	R6.4.1
23	松隈産婦人科クリニック	福岡県小郡市小郡1504-8	R6.4.1
24	さとう産婦人科	福岡県小郡市津古1210	R6.4.1
25	富田産婦人科医院	福岡県朝倉市甘木1979-8	R6.4.1
26	産科・婦人科あらきクリニック	福岡県みやま市瀬高町下庄初瀬町1977-40	R6.4.1

(2)精神科関係

番号	名称	所在地	登録日
1	のぞえの丘病院	福岡県久留米市上津町2543-1	R6.4.1
2	渡辺医院	福岡県久留米市高良内町498-5	R6.4.1
3	しん漢方心療クリニック	福岡県久留米市城南町2-30-3F	R6.4.1
4	みのうクリニック	福岡県久留米市善導寺町飯田908-7	R6.4.1
5	富田醫院	福岡県久留米市大善寺町南一丁目16-5	R6.4.1
6	聖ルチア病院	福岡県久留米市津福本町1012	R6.4.1
7	広田クリニック	福岡県久留米市天神町45-2	R6.4.1
8	たかむきメンタルクリニック	福岡県久留米市東和町2-17トランプヒルズ2F	R6.4.1
9	堀川病院	福岡県久留米市西町510	R6.4.1
10	せりかわ医院	福岡県久留米市東町1-20	R6.4.1
11	武藤クリニック	福岡県久留米市東町377-8	R6.4.1
12	のぞえ総合心療病院	福岡県久留米市藤山町1730	R6.4.1
13	宮の陣病院	福岡県久留米市宮ノ陣一丁目1-70	R6.4.1
14	田主丸中央病院	福岡県久留米市田主丸町益生田892	R6.4.1
15	筑後吉井こころホスピタル	福岡県うきは市吉井町216-2	R6.4.1

(3)小児科関係

番号	名称	所在地	登録日
1	つむらファミリークリニック	福岡県久留米市高良内町2976	R6.4.1
2	本間小児科医院	福岡県久留米市城南町14-1	R6.4.1
3	おおぶ小児科	福岡県久留米市諏訪野町1903-3-12	R6.4.1
4	いむた小児科	福岡県久留米市諏訪野町2284-8	R6.4.1
5	善導寺こどもクリニック	福岡県久留米市善導寺町飯田272-7	R6.4.1
6	長井小児科医院	福岡県久留米市天神町127-2	R6.4.1
7	きむらアレルギー・こどもクリニック	福岡県久留米市野中町139-1	R6.4.1
8	日吉いのうえ小児科	福岡県久留米市日吉町110-1	R6.4.1
9	さかた小児科クリニック	福岡県久留米市御井旗崎一丁目3-33	R6.4.1
10	福田こどもクリニック	福岡県久留米市宮ノ陣四丁目2-25	R6.4.1
11	原田小児科内科医院	福岡県久留米市田主丸町以真恵436-1	R6.4.1
12	熊谷医院	福岡県久留米市田主丸町田主丸704-6	R6.4.1
13	まどかファミリークリニック	福岡県小郡市あすみ一丁目40	R6.4.1
14	こぐま学園診療所	福岡県小郡市大板井1143-1	R6.4.1
15	小児科豊田医院	福岡県うきは市吉井町1227	R6.4.1
16	こてだ小児科	福岡県久留米市西町1367-7	R7.6.6

(4)総合病院

番号	名称	所在地	登録日
1	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67	R6.4.1
2	久留米大学医療センター	福岡県久留米市国分町155-1	R6.4.1
3	聖マリア病院	福岡県久留米市津福本町422	R6.4.1
4	久留米総合病院	福岡県久留米市櫛原町21	R6.7.5

(5)関係団体

番号	名称	所在地	登録日
1	umau.	福岡県久留米市梅満町32-4 2F	R7.4.1
2	久留米市母子寡婦福祉会	福岡県久留米市長門石一丁目1-32	R7.4.1
3	久留米市手をつなぐ育成会	福岡県久留米市長門石一丁目1-34	R7.4.1
4	ツインズクラブ	福岡県久留米市南薫町1637-12	R7.4.1

久留米市要保護児童対策地域協議会

R6.4~

★目的 支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）の早期発見、適切な保護や支援

代表者会議

- 構成メンバー 各機関・団体の代表者等
- 目的
 - ・関係機関・団体において、児童虐待をはじめ支援対象児童等についての理解を共有すること。
 - ・関係機関・団体の円滑な連携・協力を確保すること。
- 開催回数 年1~2回
- 内容
 - ・協議会の活動状況の報告、評価
 - ・運営方針の決定 等

プロジェクト会議

特定の課題について検討する必要があるときに設置。メンバーは協議会構成員の中から会長が選任。

実務者会議

特定妊婦・乳幼児部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、子ども保育課、家庭子ども相談課、幼児教育研究所、こども子育てサポートセンター、地域子育て支援センター
- 目的
 - ・虐待ケースの定期的な進行管理
※児童が乳幼児のみの世帯
 - ・特定妊婦ケースの進行管理
 - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重症と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
 - ・ケースの状況確認
 - ・主担当機関の確認
 - ・援助方針の見直し 等

児童生徒部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター、学校教育課
- 目的
 - ・虐待ケースの定期的な進行管理
※児童が乳幼児のみの世帯を除く
 - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重症と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
 - ・ケースの状況確認
 - ・主担当機関の確認
 - ・援助方針の見直し 等

個別ケース検討会議

- 構成メンバー 個別のケースに直接関わる関係機関の担当者 等
- 目的
 - ・ケースの情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 随時
- 内容
 - ・ケース状況の把握や課題の確認
 - ・援助方針と役割分担の決定
 - ・主担当機関と主たる支援機関の決定
 - ・実際の援助、支援方法、支援計画の検討 等

合同会議

（母子保健部門・児童福祉部門）

- 構成メンバー 統括支援員、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター 等
- 目的
 - ・要支援ケース^(※)、特定妊婦及びハイリスク妊産婦の情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 月1回
- 内容
 - ・ケース状況の把握や課題の確認
 - ・援助方針と役割分担の決定 等

（※）特定妊婦から出生した乳幼児、未就学の要支援児童

要支援進行管理会議

- 構成メンバー 家庭子ども相談課 等
- 目的
 - ・要支援ケースの進行管理
 - ・要支援ケースの課題、支援方針等を検討すること。
- 開催回数 年3回（7月、11月、3月）
- 内容
 - ・ケース状況の把握や問題点の確認
 - ・援助方針の見直し 等

＜調整機関＞久留米市子ども未来部家庭子ども相談課児童相談チーム

令和7年度 久留米市 家庭子ども相談課 児童相談員・担当エリア一覧

令和7年5月1日 現在

補職等	担当中学校区	担当校区
児童相談担当主幹 野口		
課長補佐 佐藤		
課長補佐 近見	諏訪	西国分 日吉
主査 川島	江南 田主丸	金丸 船越 水縄 田主丸 水分 竹野 川会 柴刈
技術主査 萩原	明星 北野	東国分 北野 弓削 大城 金島
主任主事 橋口	城南 荒木	京町 荒木
主任主事 重野	江南 屏水	津福 山本 草野 善導寺 大橋
主任主事 小林	江南	鳥飼
主事 秦	城南 良山 高牟礼	小森野 山川 高良内 青峰
主事 太田	牟田山 青陵 城島	南 上津 城島 江上 青木 下田 浮島
主事 矢野	良山	御井 合川
主事 坂本	城南 櫛原 三瀧	長門石 南薫 三瀧 犬塚 西牟田
主事 片田	城南 江南 宮ノ陣 筑邦西	篠山 荘島 宮ノ陣 安武 大善寺

※ 諸事情により担当校区は変更する場合があります。

連絡先 久留米市子ども未来部家庭子ども相談課児童相談チーム

TEL:0942-30-9208 FAX:0942-30-9718

